

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

【様式2】

(独立行政法人水資源機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平古分水工復旧工事 (三重県いなべ市員弁町) 平成25年4月11日～平成25年7月19日 土木一式工事	分任契約職 三重用水管理 所長 嶺木厚範 (三重県三重郡菟野町)	平成25年7月16日	(株)キタイセ (三重県いなべ市大安町)	当該分水工は使用貸借(無償)により設置していたが、地主から平成25年3月末に「速やかな返還」を文書で求められたことから、問題を悪化させて訴訟等になることを避けること、及びかんがい期前に工事完了を行い、早急に借地返還の対応と当該分水工からの給水機能を確保する必要があった。当該業者は、工事場所の近傍地に会社があり三重用水の工事においても良好な成績で工事完了させていることから、随意契約を行った。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項三号)	5,439,000	4,893,000	90.0%	—	当該分水工は使用貸借(無償)により設置していたが、地主から平成25年3月末に「速やかな返還」を文書で求められたことから、問題を悪化させて訴訟等になることを避けること、及びかんがい期前に工事完了を行い、早急に借地返還の対応と当該分水工からの給水機能を確保する必要があった。当該業者は、工事場所の近傍地に会社があり三重用水の工事においても良好な成績で工事完了させていることから、随意契約を行った。	13	
富郷ダム挿入式孔内傾斜計購入	分任契約職 池田総合 管理所長 加納 茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成25年7月29日	(株)アクアテルス四国支店 (香川県高松市中央町)	富郷ダム貯水池周辺地すべり観測・監視業務において、挿入式構内傾斜計(機構貸与)を使用して観測を行うものであるが、本業務の観測中に故障が判明し、データの取得が出来ない状況となった。早急に観測態勢を整え、データ欠測が生じないようにする必要があるので本業務の受注者である当該業者に購入を依頼するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	—	1,884,750	—	—	富郷ダム貯水池周辺地すべり観測・監視業務において、挿入式構内傾斜計(機構貸与)を使用して観測を行うものであるが、本業務の観測中に故障が判明し、データの取得が出来ない状況となった。早急に観測態勢を整え、データ欠測が生じないようにする必要があるので本業務の受注者である当該業者に購入を依頼するものである。	12	
浦山ダム曝気循環設備修理 (埼玉県秩父市荒川久那地内) 平成25年6月11日～平成25年7月31日 機械設備補修業務	分任契約職 荒川ダム 総合管理所長 米崎文雄 (埼玉県秩父市荒川久 那4041)	平成25年7月31日	(株)丸島アクアシステム東 京支店 (東京都中央区日本橋室町 4-2-10)	本件は浦山ダム管理所にて管理運用している曝気循環設備の修理を行うものである。本件の施工では、早期に設備の復旧を行う必要があり、施工業者には早期かつ確実に復旧させること及び既存施設に精通し、臨機かつ即時の対応が図れる技術力が必須条件となることから、設備の納入業者と随意契約を行うものである。(工事請負契約事務処理要領第5条第4項三号)	3,475,500	3,360,000	96.7%	—	本件は浦山ダム管理所にて管理運用している曝気循環設備の修理を行うものである。本件の施工では、早期に設備の復旧を行う必要があり、施工業者には早期かつ確実に復旧させること及び既存施設に精通し、臨機かつ即時の対応が図れる技術力が必須条件となることから、設備の納入業者と随意契約を行うものである。	13	

<p>奈良俣ダム利水1号予備ゲート開閉装置修理 (群馬県利根郡みなかみ町藤原) 平成25年7月4日～平成25年10月31日 機械設備工事</p>	<p>分任契約職 沼田総合 管理所長 薬師寺 公文 (群馬県沼田市上原町)</p>	<p>平成25年8月20日</p>	<p>三菱重工鉄構エンジニア リング(株)東京本社 (神奈川県横浜市西区)</p>	<p>奈良俣ダム利水放流設備は、4月末から下流への利水補給量増加に伴い、当該設備の使用頻度も増加してくる。6月期点検において、油圧シリンダ全開操作をできないことが原因と考えられる振動・異音が発生していた。このままでは、振動の影響によりシリンダピストンが損傷し、ゲート操作に支障をきたす恐れがあるため速やかな対応が必要となったため(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第三号)</p>	<p>4,893,000</p>	<p>4,882,500</p>	<p>99.8%</p>	<p>—</p>	<p>奈良俣ダム利水放流設備は、4月末から下流への利水補給量増加に伴い、当該設備の使用頻度も増加してくる。6月期点検において、油圧シリンダ全開操作をできないことが原因と考えられる振動・異音が発生していた。このままでは、振動の影響によりシリンダピストンが損傷し、ゲート操作に支障をきたす恐れがあるため速やかな対応が必要となったため</p>	<p>13</p>	
<p>ダム下流河川環境調査業務 (岐阜県揖斐郡揖斐川町久瀬地先他) 平成25年8月19日～平成25年10月31日 環境調査</p>	<p>分任契約職 徳山ダム 管理所長 高橋 陽一 (岐阜県揖斐郡揖斐川町開田)</p>	<p>平成25年9月24日</p>	<p>(株)建設環境研究所 中 部支社 (愛知県名古屋市中区錦2 丁目)</p>	<p>本業務は弾力的運用の放流に伴う下流河川の環境調査を行う業務であり、放流に合わせて河川管理者の指示により決められた時期に調査を実施しなければならないものである。調査は箇所毎に調査時期に合わせて2件同時に発注し、1件は落札したが他の1件が2度の不調となった。他の1件について通常の手続きを行うと放流に合わせた調査時期に間に合わなくなってしまうので最初の1件を受注している(株)建設環境研究所と随意契約を締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5項第4項第三号)</p>	<p>1,921,500</p>	<p>1,890,000</p>	<p>98.4%</p>	<p>—</p>	<p>本業務は弾力的運用の放流に伴う下流河川の環境調査を行う業務であり、放流に合わせて河川管理者の指示により決められた時期に調査を実施しなければならないものである。調査は箇所毎に調査時期に合わせて2件同時に発注し、1件は落札したが他の1件が2度の不調となった。他の1件について通常の手続きを行うと放流に合わせた調査時期に間に合わなくなってしまうので最初の1件を受注している(株)建設環境研究所と随意契約を締結するものである。</p>	<p>13</p>	
<p>吉野川局改修工事 (香川県高松市天神前10番1号) 平成25年8月22日～平成25年11月14日 建築一式工事</p>	<p>契約職 吉野川局長 片山 光也 (香川県高松市天神前)</p>	<p>平成25年8月21日</p>	<p>(株)富田工務店 (香川県高松市中野町)</p>	<p>本工事は、吉野川局事務所として賃貸しているビルの7階及び8階の模様替え及び6階を返還するための原型復旧工事を行うものである。 本工事を実施するにあたり、賃貸している部分の修繕・補修を行う場合は、賃貸借契約に基づき、ビル所有者が指定する業者でなければならない。 当該業者は、ビル所有者が指定した業者であることから、当該業者以外に工事を履行させることが出来ないため、随意契約を締結するものである。(工事請負契約の事務処理要領第5条第4項第一号)</p>	<p>13,303,500</p>	<p>12,600,000</p>	<p>94.7%</p>	<p>—</p>	<p>本工事は、吉野川局事務所として賃貸しているビルの7階及び8階の模様替え及び6階を返還するための原型復旧工事を行うものである。 本工事を実施するにあたり、賃貸している部分の修繕・補修を行う場合は、賃貸借契約に基づき、ビル所有者が指定する業者でなければならない。 当該業者は、ビル所有者が指定した業者であることから、当該業者以外に工事を履行させることが出来ないため、随意契約を締結するものである。</p>	<p>5</p>	
<p>平成25年度城ヶ森山レーダ雨量計管理業務</p>	<p>契約職 関西支社長 藤 田 乾一 (大阪府大阪市中央区)</p>	<p>平成25年7月12日</p>	<p>国土交通省近畿地方整備 局 (大阪府大阪市中央区)</p>	<p>平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第一号)</p>	<p>—</p>	<p>12,181,323</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>平成4年11月17日付けで締結された城ヶ森山レーダ雨量計の管理に関する協定書に基づく受委託契約であるため</p>	<p>1</p>	

富郷ダム挿入式孔内傾斜計購入	分任契約職 池田総合 管理所長 加納 茂紀 (徳島県三好市池田町)	平成25年7月29日	(株)アクアテルス四国支店 (香川県高松市中央町)	随意契約 富郷ダム貯水池周辺地すべり観測・監視業務において、挿入式構内傾斜計(機構貸与)を使用して観測を行うものであるが、本業務の観測中に故障が判明し、データの取得が出来ない状況となった。早急に観測態勢を整え、データ欠測が生じないようにする必要があるので本業務の受注者である当該業者に購入を依頼するものである。(物品等の調達に関する契約事務処理要領第4条第2項第五号)	-	1,884,750	-	-	富郷ダム貯水池周辺地すべり観測・監視業務において、挿入式構内傾斜計(機構貸与)を使用して観測を行うものであるが、本業務の観測中に故障が判明し、データの取得が出来ない状況となった。早急に観測態勢を整え、データ欠測が生じないようにする必要があるので本業務の受注者である当該業者に購入を依頼するものである。	13	
----------------	---	------------	------------------------------	---	---	-----------	---	---	--	----	--

【記載要領】

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成22度に締結した契約のうち、平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
競争性のない随意契約によらざるを得ない場合	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ハ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12